



福岡医発第 1728 号 (地) 井医発
平成 26 年 9 月 19 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会

会長 松 田 峻一良
(公印省略)

自己負担が 2 割となる「一定以上所得者」の判定基準案について

介護保険における利用者の自己負担は、現行では原則 1 割負担とされておりますが、「医療・介護総合確保推進法」の成立に伴う介護保険法の改正により、平成 27 年 8 月 1 日より、一定以上の所得のある第 1 号被保険者の自己負担を、現行の 1 割から 2 割に引き上げることとされております。

この「一定以上の所得」の判定基準は、今後政令で定められることとなりますが、今般、厚生労働省より都道府県介護保険担当部局宛に、これまで基本として示されていた、地方税法の合計所得金額 160 万円以上という基準に加え、「年金収入+その他の合計所得金額」を用いた 2 段階の判定を行う方向で検討している旨の事務連絡が発出された旨、日本医師会より情報提供がありました。

基準は最終的には政令で定めることにより確定するものですが、今般の事務連絡は、保険者の施行準備の参考となるよう情報提供として発出されたものです。

また、平成 27 年 8 月 1 日以降は、自己負担が 2 割の利用者と 1 割の利用者が混在するため、今後、利用者には被保険者証とは別に、「負担割合証明書」が発行されることが予定されているとのことで、介護保険サービス事業者におかれましては、利用者が持参する負担割合証明書をもってそれぞれの負担割合を判断していただくこととなるようです。利用者が負担割合証明書の持参を忘れた場合の取扱いにつきましては、後日改めて日本医師会より通知がなされることとなっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますようお願いいたします。

なお、詳細につきましては、別紙をご参照下さい。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 古川哲也
会長 廣瀬真恵

(介 55)

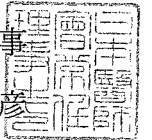
平成 26 年 9 月 3 日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦



自己負担が 2 割となる「一定以上所得者」の判定基準案について

介護保険における利用者の自己負担は、現行では原則 1 割負担とされておりますが、先般成立したいわゆる医療・介護総合確保推進法による介護保険法の改正により、平成 27 年 8 月 1 日より、一定以上の所得のある第 1 号被保険者の自己負担を、現行の 1 割から 2 割に引き上げることとされております。

この「一定以上の所得」の判定基準は、今後政令で定められることとなりますが、今般厚生労働省より都道府県介護保険担当部局宛に、これまで基本として示されていた、地方税法の合計所得金額 160 万円以上という基準に加え、「年金収入+その他の合計所得金額」を用いた 2 段階の判定を行う方向で検討している旨の事務連絡が発出されました。

基準は最終的には政令で定めることにより確定するものですが、今般の事務連絡は、保険者の施行準備の参考となるよう情報提供として発出されたものであります。

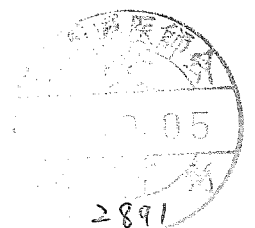
また、平成 27 年 8 月 1 日以降は、自己負担が 2 割の利用者と 1 割の利用者が混在するため、今後利用者には被保険者証とは別に、「負担割合証明書」が発行されることが予定されておりますので、介護保険サービス事業者におかれましては、利用者が持参する負担割合証明書をもってそれぞれの負担割合を判断していただくこととなるかと存じます。

なお、利用者が負担割合証明書の持参を忘れた場合の取扱いにつきましては、後日改めてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただき、貴会傘下の郡市区医師会への周知方宜しくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・自己負担が 2 割となる「一定以上所得者」の判定基準案について
(平 26.8.27 事務連絡 厚生労働省老健局介護保険計画課)
- ・【参考】負担割合証明書 様式案



事 務 連 絡

平成26年8月27日

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省老健局介護保険計画課

自己負担が2割となる「一定以上所得者」の判定基準案について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

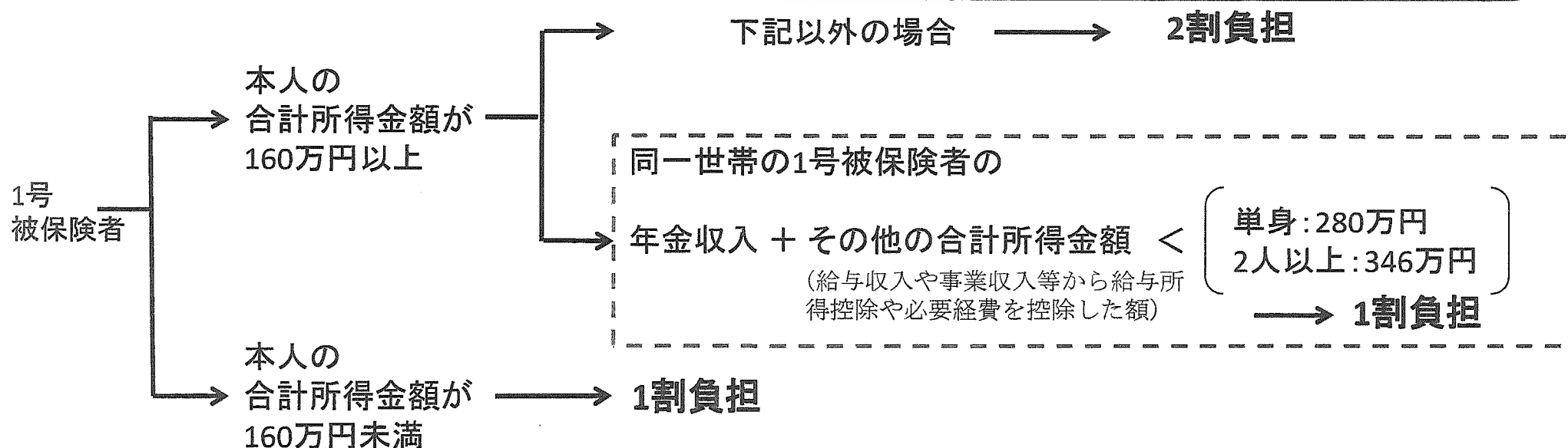
地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）による介護保険法（平成9年法律第123号）の改正により、平成27年8月1日から、一定以上の所得のある第一号被保険者の自己負担を現行の1割から2割に引き上げることとしています。

この所得の判定基準は今後政令で定めることとしており、これまで、地方税法の合計所得金額160万円以上を基本として検討している旨をお示ししてきました。今回、これまでお示ししてきた基準に加え、別添資料のとおり「年金収入+その他の合計所得金額」を用いた2段階の判定を行う方向で検討することとしました。

基準は、最終的には政令で定めることにより確定するものですが、保険者の施行準備等の参考となるよう、あらかじめ情報提供いたしますので、都道府県におかれては、管内市町村（特別区を含む。）を始め、国民健康保険団体連合会、事業者、関係団体等に情報提供をお願いいたします。

介護保険の自己負担が2割となる「一定以上所得者」の判定基準案

- 介護保険の自己負担が2割となる一定以上所得者については、基本的に1号被保険者である高齢者本人の合計所得金額（※1）により判定を行い、世帯の中でも基準以上（160万円以上（※2）、年金収入に換算すると280万円以上）の所得を有する方のみ利用者負担を引き上げることとする。
- しかしながら、
- ・ その方の収入が給与収入、事業収入や不動産収入といった年金収入以外の収入を中心とする場合には、実質的な所得が280万円に満たないケースがあること
 - ・ 夫婦世帯の場合には、配偶者の年金が低く、世帯としての負担能力が低いケースがあること
- から、以下のように、その世帯の1号被保険者の年金収入等とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円、2人以上世帯で346万円（※3）未満の場合は、1割負担に戻すこととする。



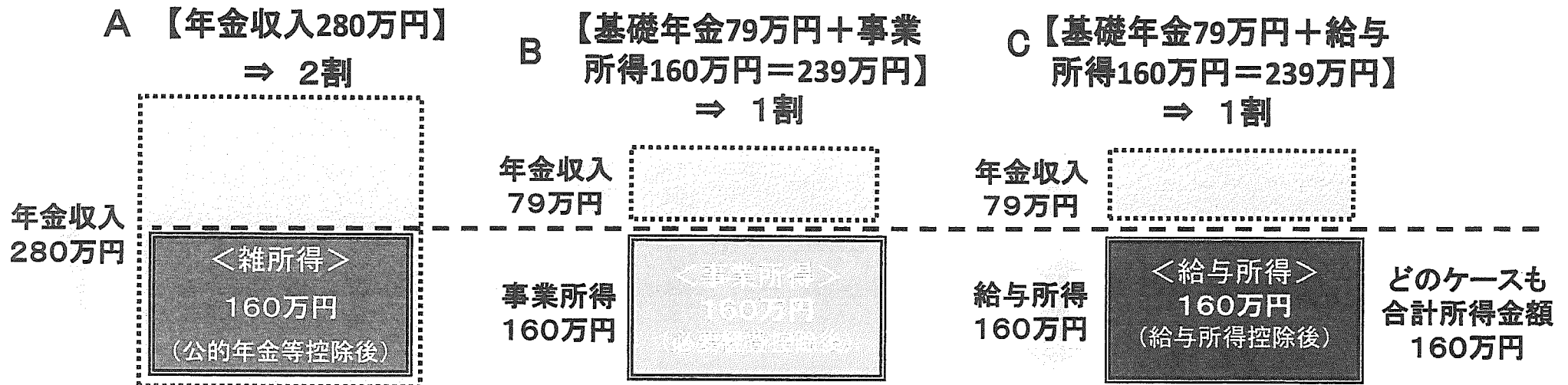
※1 合計所得金額とは、収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額

※2 被保険者の上位20%に該当

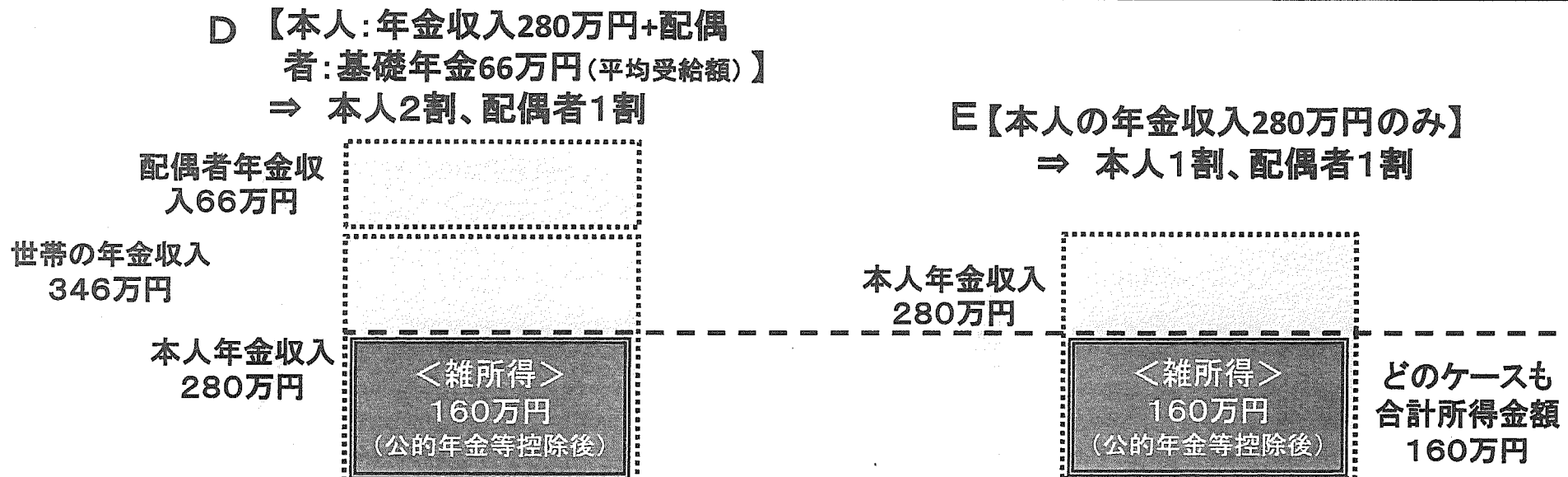
※3 $280\text{万円} + 5.5\text{万円} \text{（国民年金の平均額）} \times 1.2 \div 346\text{万円}$

(参考) 本人の合計所得金額が160万円となる例

＜単身の場合＞ B、Cの例では実質的な収入が280万円より少ないことから、1割負担に戻す



＜2人以上の場合＞ Eの例では世帯収入が346万円より少ないことから、1割負担に戻す



(裏面)

(表面)

注意事項

- 1. この証の交付を受けたときは、大切に保管してください。
- 2. 介護サービスを受けようとするときは、必ずこの証を事業者又は施設の窓口に提出してください。
- 3. 介護サービスに要した費用のうち、「利用者負担の割合」欄に記載された割合分の金額をお支払いいただきます。(居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービスの利用支払額はありません。)
- 4. 被保険者の資格がなくなったとき又はこの証の有効期限に至ったときには、直ちに、この証を市町村に返してください。
- 5. この証の表面の記載事項に変更があったときは、14日以内に、この証を添えて、市町村にその旨を届け出てください。
- 6. 不正にこの証を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けます。

介護保険負担割合証									
交付年月日 年 月 日									
被 保 険 者	番 号								
	住 所								
	フリガナ	-----							
	氏 名								
	生 年 月 日	明治・大正・昭和 年 月 日	性別 男・女						
利用者負担の割合									
発 効 期 日		平成 年 月 日							
有 効 期 限		平成 年 月 日							
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印		<table><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>							

- 1 この証の大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとすること。
- 2 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができること。